

亀山市告示第112号

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年6月15日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部を改正する告示

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱（平成27年亀山市告示第135号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[（1）及び（2） 略]</p> <p>[号を削る。]</p> <p><u>（3） [略]</u></p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[（1）及び（2） 略]</p> <p><u>（3）国の雇用施策による給付 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条に規定する職業訓練受講給付金（以下「職業訓練受講給付金」という。）をいう。</u></p> <p><u>（4） [略]</u></p>

(支給対象者)

第5条 支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

[(1) 略]

(2) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める者に該当する者

ア 前号アに該当する場合 次のいずれにも該当する者

(ア) 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下「申請日」という。）において、離職し、又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して2年（当該期間に、疾病、負傷、育児、その他亀山市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）がやむを得ないと認める事情により、引き続き30日以上の求職活動を行うことができなかった者については、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間（その期間が4年を超えるときは、4年））を経過していない者

[(イ) 略]

[イ 略]

[(3) ~ (5) 略]

(支給対象者)

第5条 支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

[(1) 略]

(2) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める者に該当する者

ア 前号アに該当する場合 次のいずれにも該当する者

(ア) 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下「申請日」という。）において、離職し、又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して2年を経過していない者

[(イ) 略]

[イ 略]

[(3) ~ (5) 略]

(6) 地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者等が受けていない者

[(7) 略]

(就職活動要件)

第6条 [略]

2 前条第1号イに該当し、住居確保給付金を受給した者が給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが自立の促進に資すると福祉事務所が認めるときは、申請日の属する月から3月間（第8条第1項の規定により、支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが自立の促進に資すると福祉事務所が認めるときは6月間）に限り、当該取組を行うことをもって、前条第5号に掲げる公共職業安定所等への求職申込み
に代えるものとする。

3 [略]

4 [略]

(支給方法)

第9条 住居確保給付金は、福祉事務所から、不動産媒介業者等の口座に振り込むものとする。ただし、口座振込により難しい場合であって、かつ、受給者を経ずに確実に賃貸住宅の貸主に支払われることが確保できる場合は、口座

(6) 国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者等が受けていない者

[(7) 略]

(就職活動要件)

第6条 [略]

[項を加える。]

2 [略]

3 [略]

(支給方法)

第9条 住居確保給付金は、亀山市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）から、不動産媒介業者等の口座に振り込むものとする。ただし、口座振込により難しい場合であって、かつ、受給者を経ずに確実に賃貸住宅の貸主に支払

に振り込む方法によらないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、住居確保給付金は、申請者等が次に掲げる方法により賃料を支払うこととなっている場合で市長が特に必要と認めるときは、福祉事務所から申請書等の口座に振り込むものとする。

(1) クレジットカードを使用する方法

(2) 賃貸住宅の借入人の委託を受けて

当該借入人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者が、当該受給者に代わって当該債務の弁済をする方法

(3) 納付書により納付する方法

(公共職業安定所等への求職申込み及び国の雇用施策等の利用状況の確認)

第12条 [略]

[2 略]

3 自立相談支援機関は、雇用施策等（雇用保険及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条に規定する職業訓練受講給付金（以下「職業訓練受講給付金」という。））の利用状況について、求職申込み・雇用施策利用状況確認票（様式第4号）に基づき、公共職業安定所等に対して、

われることが確保できる場合は、口座に振り込む方法によらないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、住居確保給付金は、申請者等がクレジットカードを使用する方法により賃料を支払うこととなっている場合で市長が特に必要と認めるときは、福祉事務所から申請書等の口座に振り込むものとする。

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

(公共職業安定所等への求職申込み及び国の雇用施策等の利用状況の確認)

第12条 [略]

[2 略]

3 自立相談支援機関は、雇用施策等（雇用保険及び職業訓練受講給付金）の利用状況について、求職申込み・雇用施策利用状況確認票（様式第4号）に基づき、公共職業安定所等に対して、求職申込・雇用施策利用状況の確認を依頼するものとする。また、緊急の場合は、申請者に対して、求職申込・雇用施策利用状況を確認する書類を交付

求職申込・雇用施策利用状況の確認を依頼するものとする。また、緊急の場合は、申請者に対して、求職申込・雇用施策利用状況を確認する書類を交付し、申請者本人が公共職業安定所等に持参し確認を得て再度提出するよう指導するものとする。

(支給決定等)

第17条 [略]

[2～5 略]

6 自立相談支援機関は、受給者に決定通知書を交付する場合は、常用就職届(様式第11号)、職業相談確認票(住居確保給付金・総合支援資金)(様式第12号)及び住居確保給付金常用就職活動状況報告書(様式第13号)又は自立に向けた活動計画(様式第14号)及び自立に向けた活動状況報告書(様式第15号)を交付するものとする。

[7及び8 略]

(支給額の変更)

第19条 [略]

2 支給額の変更は、住宅扶助基準に基づく額の範囲内で行うこととし、次の各号に定めるとおり行うこととする。
(1) 受給額の変更をしようとする受給者は、住居確保給付金変更支給申請書(様式第16号)を、自立相談支

し、申請者本人が公共職業安定所等に持参し確認を得て再度提出するよう指導するものとする。

(支給決定等)

第17条 [略]

[2～5 略]

6 自立相談支援機関は、受給者に決定通知書を交付する場合は、常用就職届(様式第11号)、職業相談確認票(住居確保給付金・総合支援資金)(様式第12号)及び住居確保給付金常用就職活動状況報告書(様式第13号)を交付するものとする。

[7及び8 略]

(支給額の変更)

第19条 [略]

2 支給額の変更は、住宅扶助基準に基づく額の範囲内で行うこととし、次の各号に定めるとおり行うこととする。
(1) 受給額の変更をしようとする受給者は、住居確保給付金変更支給申請書(様式第14号)を、自立相談支

援機関を經由して福祉事務所に提出
しなければならない。

- (2) 福祉事務所は審査の上、住居確保
給付金支給変更決定通知書（様式第
17号）を、自立相談支援機関を経
由して受給者に交付した上で、支給
額を変更するものとする。

（支給の停止及び再開）

第20条 住居確保給付金の受給中に、
疾病又は負傷により求職活動を行うこ
とが困難となった場合は、住居確保給
付金の支給を停止し、求職活動を再開
した後、受給者本人から希望があれば、
住居確保給付金の支給を再開すること
ができる。

[2 略]

- 3 第1項の支給停止及び再開の手続は、
次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 疾病又は負傷により求職活動を行
うことが困難となった受給者は、住
居確保給付金支給停止届（様式第18
号。以下「支給停止届」という。）
を、自立相談支援機関を經由して福
祉事務所に提出しなければならない。
- (2) 福祉事務所は、支給停止届を受理
した場合は、当該受給者に住居確保
給付金支給停止通知書（様式第19
号）を、自立相談支援機関を經由し
て交付するものとする。

援機関を經由して福祉事務所に提出
しなければならない。

- (2) 福祉事務所は審査の上、住居確保
給付金支給変更決定通知書（様式第
15号）を、自立相談支援機関を経
由して受給者に交付した上で、支給
額を変更するものとする。

（支給の停止及び再開）

第20条 住居確保給付金の受給中に、
国の雇用施策による給付を受給するこ
ととなった場合は、住居確保給付金の
支給を停止し、国の雇用施策による給
付の受給が終了した後、受給者本人か
ら希望があれば、住居確保給付金の支
給を再開することができる。

[2 略]

- 3 第1項の支給停止及び再開の手続は、
次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 国の雇用施策による給付の受給が
決定した受給者は、住居確保給付金
支給停止届（様式第16号。以下「
支給停止届」という。）を、自立相
談支援機関を經由して福祉事務所に
提出しなければならない。
- (2) 福祉事務所は、支給停止届を受理
した場合は、当該受給者に住居確保
給付金支給停止通知書（様式第17
号）を、自立相談支援機関を經由し
て交付するものとする。

(3) 住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、求職活動再開時までに住居確保給付金支給再開届（様式第20号。以下「支給再開届」という。）を、自立相談支援機関を経由して福祉事務所に提出しなければならない。

(4) 福祉事務所は、支給再開届を受理した場合は、当該受給者に住居確保給付金支給再開通知書（様式第21号）を、自立相談支援機関を経由して交付するものとする。

（支給の中止）

第21条 [略]

[2 略]

3 福祉事務所は、第1項の規定により支給を中止した場合は、受給者に住居確保給付金支給中止通知書（様式第22号）を、自立相談支援機関を経由して交付するものとする。

（住居確保給付金の支給期間の延長等）

第22条 [略]

[2 略]

3 前条第1項の規定により中止される場合を除き、受給者が支給期間の延長又は再延長を希望するときは、支給期間の最終の月の末日までに住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（様式第23号）を、自立相談支援機関

(3) 住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、訓練修了時までに住居確保給付金支給再開届（様式第18号。以下「支給再開届」という。）を、自立相談支援機関を経由して福祉事務所に提出しなければならない。

(4) 福祉事務所は、支給再開届を受理した場合は、当該受給者に住居確保給付金支給再開通知書（様式第19号）を、自立相談支援機関を経由して交付するものとする。

（支給の中止）

第21条 [略]

[2 略]

3 福祉事務所は、第1項の規定により支給を中止した場合は、受給者に住居確保給付金支給中止通知書（様式第20号）を、自立相談支援機関を経由して交付するものとする。

（住居確保給付金の支給期間の延長等）

第22条 [略]

[2 略]

3 前条第1項の規定により中止される場合を除き、受給者が支給期間の延長又は再延長を希望するときは、支給期間の最終の月の末日までに住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（様式第21号）を、自立相談支援機関

を經由して福祉事務所に提出しなければならない。

- 4 福祉事務所は、要件を満たすと判断された場合は延長等の決定を行い、当該者に住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（様式第24号）を、自立相談支援機関を經由して交付するものとする。

（再支給）

第23条 受給者のうち次の各号のいずれかに該当する者には、第7条に規定する支給額及び第8条に規定する支給期間等により、再支給することができるものとする。ただし、従前の受給中に第21条第1項各号（第2号及び第7号を除く。）に掲げる要件に該当したことにより中止となった者には再支給することができないものとする。

（1）住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当及び住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。）を受給して常用就職した後

を經由して福祉事務所に提出しなければならない。

- 4 福祉事務所は、要件を満たすと判断された場合は延長等の決定を行い、当該者に住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（様式第22号）を、自立相談支援機関を經由して交付するものとする。

（再支給）

第23条 受給者が住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当及び住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。）を受給して常用就職した後、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）された場合で、第5条各号に掲げる支給対象者の要件に該当する者については、第7条に規定する支給額及び第8条に規定する支給期間等により、再支給することができるものとする。ただし、従前の受給中に第21条第1項各号（第2号及び第7号を除く。）に掲げる要件に該当したことにより中止となった者には再支給することができないものとする。

[号を加える。]

に、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）

された者で、第5条各号に掲げる支給対象者の要件に該当するもの

(2) 事業を廃止した者（当該者の責めに帰すべき理由又は当該者の都合により、事業を廃止した者を除く。）

(3) 個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらず、離職又は事業の廃止と同程度まで収入が減少した者

2 受給者のうち前項各号のいずれかに該当する者には、住居確保給付金の支給終了後1年間は、住居確保給付金の支給を行わないものとする。

3 [略]

附 則

(再支給に関する特例)

3 住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当及び住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。以下同じ。）の支給を終了した受給者で第5条各号に掲げる支給対象者の要件に該当する者（住居確保給付金を受給して常用就職した後に、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたことにより要件に該当することとなった者又はこの項の規定により住居確保給付金の支

[号を加える。]

[号を加える。]

[項を加える。]

2 [略]

附 則

(再支給に関する特例)

3 住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当及び住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。以下同じ。）の支給を終了した受給者で第5条各号に掲げる支給対象者の要件に該当する者（住居確保給付金を受給して常用就職した後に、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたことにより要件に該当することとなった者又はこの項の規定により住居確保給付金の支

給を受けた者を除く。) であって、令和6年3月31日以前に住居確保給付金を申請した者については、当該支給が終了した翌月から起算して1年を経過するまでの間は、第7条に規定する支給額及び第8条に規定する支給期間等により、住居確保給付金を再支給することができるものとする。

- 4 第23条第3項の規定は、前項の再支給について準用する。

[項を削る。]

給を受けた者を除く。) であって、令和3年2月1日から令和5年3月31日までの間に住居確保給付金を申請した者については、3月間までの範囲内において住居確保給付金を再支給することができる。

- 4 第23条第2項の規定は、前項の再支給について準用する。

(国の雇用施策による給付に関する特例)

- 5 令和5年3月31日までに住居確保給付金を申請した者については、国の雇用施策による給付（令和3年5月以前に受給したものを除く。）を受給した場合であっても、第5条第6号の規定に関わらず、住居確保給付金の支給対象者とし、第20条第1項の規定に関わらず、住居確保給付金の支給を停止しない。

備考 表中の [] の記載は注記である。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書（様式第2号）を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、下記の就職活動要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること
 - ・公共職業安定所等での就職活動を行う申請者
 - ①月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ②月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受ける
 - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
 - ・生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると亀山市福祉事務所が認める者
 - ①月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ②原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける
 - ③経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行う
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3 再支給の申請ではない（過去に住居確保給付金を受けたことがない）
又は再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している
従前の支給期間 年 月 日 ～ 年 月 日
再支給の申請までに 常用就職した
 給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではなく、受給期間中において暴力団員にならないこと

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ① 誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - ② 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合（借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く）
 - ④ 申請内容に偽りがあった場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
 - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により、申請者から貸借人へ賃料を支払っている場合は、賃料の支払状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること。また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

年 月 日

亀山市福祉事務所長 様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者 住所 _____
氏名 _____

(裏面)

当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等いずれかの写し
2 離職関係書類（下記のいずれかを証する書類） ・ 2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し ・ 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
3 収入関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
4 金融資産関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加提出書類

1 求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称の記載（公共職業安定所等での求職活動を行う申請者）	
①公共職業安定所から付与された求職番号	<input type="text"/>
②地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称	<input type="text"/>
2 経営相談先の記載（生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると亀山市福祉事務所が認める者）	
①経営相談先の名称	<input type="text"/>
3 入居（予定）住宅関係書類	
(1) 住居喪失者 不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（様式第5号）	
(2) 住居喪失のおそれがある者 貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（様式第6号）	
(3) クレジットカード等を使用する方法により、申請者から貸貸人へ賃料を支払う者 クレジットカード等を使用する方法により賃料を支払っていることが確認できるもの（利用明細の写し等）	

生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ	
①氏名	
②生年月日	年 月 日 満（ ）歳
③電話番号	

申立事項	④次の（1）又は（2）の場合であること（いずれか該当する方に記載）				
	（1）離職等の場合				
	離職等の時期				
	離職等した事業所				
	（2）第5条第1号イに規定する場合				
	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況				
	⑤離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること				
	離職等の前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況				
	⑥次の（1）又は（2）のいずれかに該当していること（いずれか該当する方に記載）				
	（1）住居を喪失していること				
	住居を喪失した時期				
	喪失した住居の住所				
	現在の状況				
	（2）住居を喪失するおそれがあること				
	現在の住所				
住居の家主等					
喪失するおそれのある住居の家賃額					
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等					
⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
生年月日					
収入（月額）	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	

※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則（以下「規則」という。）第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、亀山市、亀山市福祉事務所、公共職業安定所等、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

年 月 日

亀山市福祉事務所長 宛て

申請者氏名

(裏面)

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所等に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。ただし、規則第3条第2号に規定する給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、亀山市福祉事務所が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に変えることができます。
- 3 支給に関して必要な範囲で、生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、亀山市福祉事務所から資産又は収入の状況につき、官公署にし必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 規則第14条に基づく就労支援に関する亀山市福祉事務所の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 規則第17条に基づき、亀山市長が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

様式第4号から様式第6号までを次のように改める。

求職申込み・雇用施策利用状況確認票（住居確保給付金）

年 月 日

御中

（自立相談支援機関）

（担当・電話番号）

下記の者より住居確保給付金の申請がありましたので、適正な決定及び実施のため、求職申込み及び雇用施策の利用状況を確認する必要があります。ついては、下記回答欄の事項についてご回答いただきますようお願いいたします。

申請者記入欄

上記制度を利用するために必要となる範囲内で、私の個人情報、亀山市、亀山市福祉事務所、社会福祉協議会及び公共職業安定所等との間で相互利用されることについて了承します。

フリガナ
申請者 氏名 (自署又は記名押印)
生年月日
住所
電話番号
求職番号

(注) 住所欄は、現在の居住地（住居を喪失している場合は新たに住居を賃借しようとする市区町村名）を記載すること

公共職業安定所等回答欄

求職申込み確認欄

求職申込み受理状況	求職中 ・ 求職未登録 ・ 求職無効（ 年 月 日）
-----------	----------------------------

※ オンラインによる求職登録含む

雇用保険の利用状況確認欄

雇用保険受給状況	受給資格決定済 ・ 支給中 ・ 支給終了 ・ 受給資格なし その他 ^{※1} （ ）
支給中の者の支給状況 ^{※2}	直近の認定日時点での支給終了予定日 年 月 日

※1 受給資格の有無が不明である場合、その事情を記入すること。

※2 次回認定日が最終の認定日である場合のみ記載すること。支給終了予定日とは支給終了時の認定対象期間の末日をいう。

雇用施策の利用状況確認欄

雇用施策の種類	利用の有無	備考（利用有の場合、必要に応じて、その利用状況の詳細を記入する。）
職業訓練受講給付金	有・無・訓練相談中・訓練申込中・その他（ ）	給付金の支給単位期間の末日（ 年 月 日）
（特記欄）		

年 月 日

名称

担当・電話番号

印

入居予定住宅に関する状況通知書

- 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、物件等に関する概要等について通知します。
- 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、亀山市または亀山市社会福祉協議会(初期費用を亀山市社会福祉協議会から借り受ける場合)が官公署から情報を求めることを同意します。
- 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、亀山市、亀山市福祉事務所、公共職業安定所、亀山市社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

亀山市福祉事務所長 様

年 月 日

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

(代表者名)

(代表者の生年月日)

年 月 日

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の13 (3) I. ①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居予定者

氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単身・複数(名)

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	年 月 日 (年 月 日までの 月 日間)

- ※1 住居確保給付金の支給額は、亀山市における住宅扶助に基づく額（限度額：_____円）を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。
- ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の()内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください。
- ※5 賃料の支払方法がクレジットカードや納付書払い、家賃債務保証業者が受給者に代わって賃料の支払に係る債務の弁済をする方法により賃料を支払う必要がある場合は、次のチェックボックスにチェックしてください。
- 上記に掲げる場合に該当する。
- なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払方法はできません。

初期費用

(1)	家賃 (入居に際して当初の支払を要する家賃)	(月分+日割り 日分として)	円
	共益費		円
	管理費		円
	敷金		円
	礼金等	礼金 その他 ()	円 円
(2)	媒介報酬額		円
(3)	火災保険料		円
	その他 (入居保証料等)		円
合計			円

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	ﾌﾞｶﾞﾅ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(1)の振込先	初期費用(1)に関する者の振込口座	ﾌﾞｶﾞﾅ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(2)の振込先	初期費用(2)に関する者の振込口座	ﾌﾞｶﾞﾅ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、亀山市、亀山市福祉事務所、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1 ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○事業者等への口座へ振り込むことができない場合であって、以下に記載する借入人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	借入人の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
	口座番号		

【以下は、申請者全員記載してください】

年 月 日

氏 名

住 所

電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を _____ (自立相談支援機関) に提出してください。

入居住宅に関する状況通知書

1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する概要等について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、亀山市が官公署から情報を求めることを同意します。

亀山市福祉事務所長 様

年 月 日

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

(代表者名)

(代表者の生年月日) 年 月 日

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名 所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の13(3)I. ①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入所者

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 (名)
入居開始年月日	年 月 日

入居している賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円

※1 住居確保給付金の支給額は、亀山市における住宅扶助に基づく額（限度額： 円）を上限とし、収入に応じた額とする。

※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。

※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。

※4 定期借家契約（定期建物賃貸借契約）の場合に限り、入所開始日欄の（ ）内に、入所開始日から契約満了日までの期間を記載すること。

※5 クレジットカードを使用する方法により賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスのいずれかにチェックしてください。なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、クレジットカードを使用する方法による賃料の支払はできません。

 賃料の支払は、クレジットカードを使用する方法に限定している。 口座振込又はクレジットカードを使用する方法による賃料の支払とすることができるが、途中変更できない。 口座振込に変更することができるが、変更手続きに時間を要する（ 月から変更可能）

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通 ・ 当 座
		口座番号	

(裏面)

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、亀山市、亀山市福祉事務所、公共職業安定所、亀山市社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【表面※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○以下に記載する、借入人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○上記の場合であっても、支払方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、速やかに本様式の再提出及び様式1-3の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	借入人の振込口座	フリガナ 口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】

年 月 日

氏 名

住 所

電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を
_____ (自立相談支援機関) に提出してください。

様式第10号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長 印

住居確保給付金支給決定通知書

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月 (年 月家賃相当分) から
年 月 (年 月家賃相当分) まで
- 3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
 支給決定者において、クレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって資料の支払に係る債務の弁済をする方法により、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として支給決定者に支給する。
- 4 支給対象となる住宅 名称
所在地

(裏面)

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの求職活動等を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ・公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - ① 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること
 - ② 月2回以上、公共職業安定所等で職業相談を受けること
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
 - ・生活困窮者自立支援法施行規則（以下「規則」という。）第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれるものと亀山市福祉事務所が認める者
 - ① 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること
 - ③ 経営相談先の指導助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行うこと
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式第11号）」を提出してください。
- 3 常用就職している受給者及び規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、自立相談支援機関に申し出てください。
- 5 支給方法において、「支給決定者において確実にクレジットカードや納付書、当該支給決定者に代わって賃料の支払に係る債務の弁済を行う家賃債務保証業者に支払われることを条件として、支給決定者に支給する」が選択されている場合は、支給開始後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を自治体から求めることがあります。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に亀山市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第12号を次のように改める。

職業相談確認票（住居確保給付金・総合支援資金）

氏名 _____
 住 所 _____
 電話番号 _____

以下のいずれかに記入してください。

<p>【公共職業安定所に求職申込みした場合】</p> <p>登録日 年 月 日</p> <p>求職番号</p>	<p>【地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職申込みした場合】</p> <p>申込日 年 月 日</p> <p>窓口名称</p>
--	---

相談日	安定所 確認印	担当者名	支援内容	特記事項
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	

- ※ 公共職業安定所等において支援（*）を受けた場合は、安定所担当者から所要事項の記入と確認印の押印をしてもらったうえで返却してもらうこと。（ひと月に最低2回以上の支援実績を記入すること）
- * 公共職業安定所等の支援とは、職業相談、職業紹介、安定所が実施する就職活動セミナーなど職業講習の受講のいずれかをいいます。
- ※ 公共職業安定所等において職業訓練の紹介又は訓練担当窓口への誘導を行った際、安定所担当者は特記事項欄にその旨記入してください。（特に求職者支援制度における職業訓練の受講申込書を交付した場合には、必ずその旨記入してください。）
- ※ 本票は、自立相談支援機関の就労支援員等及び亀山市社会福祉協議会の相談員との毎回の面接時に必要になるので紛失しないよう注意すること。
- ※ 公共職業安定所等の記入・押印を受けた本票は、自立相談支援機関の就労支援員等及び亀山市社会福祉協議会の相談員との面接時に提示すること。

様式第 2 1 号及び様式第 2 2 号を削り、様式第 2 0 号を様式第 2 2 号とし、同様式の次に次の 2 様式を加える。

生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）

フリガナ	
①氏名	
②生年月日	年 月 日 満()歳
③電話番号	

④期間（再）延長が必要な理由

申立事項

⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。

私は、 年 月 日第 号により、生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給決定を受けましたが、今後も誠実かつ熱心に就職活動を行うため、支給期間の(再)延長を希望しますので、上記の申立事項に相違なく、必要書類を添えて申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲で、亀山市、亀山市福祉事務所、公共職業安定所、亀山市社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

年 月 日

亀山市福祉事務所長 宛て

申請者氏名

(裏面)

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申込を行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
ただし、生活困窮者自立支援法施行規則（以下「規則」という。）第3条第2号に規定する給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、亀山市福祉事務所が認める場合には、申請日の属する月から3か月に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
なお、再延長期間中は、全ての受給者において、公共職業安定所等での求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、亀山市福祉事務所長から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 規則第14条に基づく就労支援に関する亀山市福祉事務所長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 規則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

(添 付 書 類)

- 1 誠実かつ熱心に就職活動を行っていたことを証する書類
 - ①公共職業安定所等での求職活動を行っている者
(例) 職業相談確認票 (様式第12号)
住居確保給付金常用就職活動状況報告書 (様式第13号)
 - ②規則第3条第2号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると亀山市が認める者
(例) 自立に向けた活動計画 (様式第14号)
自立に向けた活動状況報告書 (様式第15号)
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入金額が確認できる書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長 印

住居確保給付金支給決定通知書 (期間 (再) 延長)

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月 (年 月家賃相当分) から
年 月 (年 月家賃相当分) まで
- 3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
 支給決定者において、クレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって資料の支払に係る債務の弁済をする方法により、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として支給決定者に支給する。
- 4 支給対象となる住居 名称
所在地

(裏面)

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた就職活動等（生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については②、③を除く。）を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ① 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式第11号）」を提出してください。
- 3 生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、（自立相談支援機関）に申し出てください。
- 5 支給方法において、「支給決定者において確実にクレジットカードを使用する方法により貸主又は貸主から委託を受けた事業者に支払われることを条件として、支給決定者に支給する」が選択されている場合は、支給開始後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を自治体から求めることがあります。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に亀山市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第16号から様式第19号までを削り、様式第15号を様式第17号とし、同様の次に次の4様式を加える。

住居確保給付金支給停止届

私は、下記のとおり疾病又は負傷のため、求職活動を行うことが困難であることを届け出ます。

この届出によって、住居確保給付金の支給が停止されることについて了解します。

亀山市福祉事務所長 様

年 月 日

氏 名

住 所

生年月日

電話番号

心身の状況について

医療機関受診年月日	年 月 日
病名（治療期間の目処）	
停止日	年 月 日
次回面談等（予定）日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

支給開始月	年 月から (年 月家賃相当分から)
支給額	月額 円

添付書類

医療機関を受診したことが分かる証明書（医師が交付した診断書、処方箋の写し、医療機関の領収書等）

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長 印

住居確保給付金支給停止通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を停止することとしたので通知します。

記

- 1 支給停止時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給停止の理由 疾病・負傷により、休職活動が困難であるため

(注意事項)

- 1 停止を決定した日から、原則1月に一度、自立相談支援時間に連絡を行い、体調及び生活の状況について相談を行ってください。自立相談支援機関への連絡等を怠った場合は、住居確保給付金の停止決定を行う場合があります。
- 2 心身の回復後に求職活動を再開でき、支給要件に該当する場合は、住居確保給付金を再開することができます。再開を希望する場合は、「住居確保給付金支給再開届（様式第20条）を自立相談支援機関に提出してください。
- 3 停止期間は、停止決定日から最大2年間です。2年を経過しても再開できない場合は、住居確保給付金の支給を中止します。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に亀山市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保給付金支給再開届

私は、下記のとおり求職活動を再開することとなりましたので届け出ます。
この届出によって、住居確保給付金の支給再開を希望します。

亀山市福祉事務所長 様

年 月 日

氏 名

住 所

生年月日

電話番号

停止・再開の状況

申請番号	
停止決定日	年 月 日
再開を希望した面談日	年 月 日
求職活動を再開する日（予定）	年 月 日

（添付書類）

- ・ 現住所を確認できる書類の写し
- ・ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- ・ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長 印

住居確保給付金支給再開通知書

年 月 日第 号により支給停止した住居確保給付金について、
下記のとおり支給を再開することとしたので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給再開時期 年 月分（ 年 月家賃相当分）から
年 月分（ 年 月家賃相当分）まで

(裏面)

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの求職活動等を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ・公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - ① 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること
 - ② 月2回以上、公共職業安定所等で職業相談を受けること
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
 - ・生活困窮者自立支援法施行規則（以下「規則」という。）第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれるものと亀山市福祉事務所が認める者
 - ① 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること
 - ③ 経営相談先の指導助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行うこと
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式第11号）」を提出してください。
- 3 常用就職している受給者及び規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、自立相談支援機関に申し出てください。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に亀山市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 1 4 号を削り、様式第 1 3 号の次に次の 3 様式を加える。

住居確保給付金 自立に向けた活動計画

フリガナ

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

事業所名			
所在地			
事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
業種			
事業概要			
これまでの平均月額収入（※）		申請月の収入（※）	
相談したいこと	<input type="checkbox"/> （融資や創業にあたり）事業計画書作成の具体的アドバイスがほしい <input type="checkbox"/> 売上げを向上させたい <input type="checkbox"/> 来店客を増やしたい <input type="checkbox"/> 効果的な広告宣伝をしたい <input type="checkbox"/> ネット販売を考えたい <input type="checkbox"/> WEBをもっと活用したい <input type="checkbox"/> ホームページを見直したい <input type="checkbox"/> SNSを上手に活用したい <input type="checkbox"/> 商品パッケージを見直したい <input type="checkbox"/> 商品・サービスのネーミングに悩んでいる <input type="checkbox"/> 飲食店メニューを再考したい <input type="checkbox"/> デジタル・IT化を進めたい <input type="checkbox"/> DXを考えたい <input type="checkbox"/> 経営の観点から所有不動産の活用策を考えたい <input type="checkbox"/> 下請けから脱却したい <input type="checkbox"/> 新事業を何か始めたい <input type="checkbox"/> 新事業を軌道に乗せたい <input type="checkbox"/> 事業の先行きに悩んでいる（後継者・事業継続等） <input type="checkbox"/> 急な資金繰りの悪化に困っている <input type="checkbox"/> 資金繰り管理をしっかりやりたい <input type="checkbox"/> 資金調達の方法が知りたい <input type="checkbox"/> 売上はあるが利益が思うように出ない <input type="checkbox"/> 価格設定を見直したい <input type="checkbox"/> 補助金の活用を考えたい <input type="checkbox"/> 補助金申請書（自社作成）への専門家の助言がほしい <input type="checkbox"/> 契約の注意点を知りたい <input type="checkbox"/> 契約トラブルで困っている <input type="checkbox"/> 経理処理・決算処理の相談がしたい <input type="checkbox"/> その他（ ）		

※就業機会の減少に関する申立書と同じ収入を記載すること。

<p>自立に向けた 方向性</p>		
<p>自立に向けた 活動計画 (時期・方法等) (※)</p>	<p>1か月目</p>	
	<p>2か月目</p>	
	<p>3か月目</p>	
<p>経営相談先</p>	<p>窓口名称</p>	
	<p>連絡先</p>	
	<p>対応者</p>	

※経営相談先から就労を勧められた場合は、自立相談支援機関へ報告すること

住居確保給付金 自立に向けた活動状況報告書

年 月 日

亀山市福祉事務所長 様

フリガナ
氏 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____

私は、自立に向けて、以下のとおり活動を行いましたので、報告します。また、経営相談先から就労を勧められた場合についても、あわせて自立相談支援機関へ報告します。

1. 自立に向けた活動

経営相談先への相談回数 _____回

2. 自立に向けた活動計画

添付のとおり ※自立に向けた活動計画（写）を添付

3. 活動状況

経営相談先への相談 ※方法の欄は左の該当するものを記載すること。

相談場所	相談機関			
	住所			
	電話番号			
相談内容 (1. 対 面) (2. オンライン) (3. 電 話) (4. メ ー ル) (5. そ の 他)	相談日	年 月 日 () (時間: ~)		
	方法		担当者	
	具体的な 相談内容			

相談場所	相談機関			
	住所			
	電話番号			
相談内容 (1. 対 面) (2. オンライン) (3. 電 話) (4. メ ー ル) (5. そ の 他)	相談日	年 月 日 () (時間: ~)		
	方法		担当者	
	具体的な 相談内容			

□自立に向けた活動計画に沿った活動

活動日	活動内容（※）	取組の効果

※ 経営相談や自立に資するセミナー等の受講をした場合は、参加したセミナーの開催状況の分かる
ちらし等を添付すること。

上記3. 活動状況について、自治体が必要と認める場合に、活動内容に記載された経営相談先
等に、活動内容の実施状況について照会することに同意します。

年 月 日
亀山市福祉事務所長様

氏名

住居確保給付金変更支給申請書

私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、必要書類を添えて、変更支給申請します。

年 月 日

亀山市福祉事務所長 様

氏 名

住 所

生年月日

電話番号

変更理由

添付書類

- 1 家賃変更の場合
変更契約書等家賃の変更を証する書類
- 2 収入減少の場合（賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方）
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 3 転居した場合
 - ・貸主の責又は自立相談支援機関等の指導による転居であることが確認できる書類の写し
 - ・入居住宅に関する状況通知書（様式第6号）
 - ・転居先の賃貸借契約書等の写し
 - ・住民票の写し
- 4 受給方法又は振込先変更の場合
 - ・入居住宅に関する状況通知書（様式第6号）[再提出が必要]

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。